

若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年4月24日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年4月24日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲
- (1) 議会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 所管事務の状況について
 - その他、所管に関すること

 - (2) 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 財務規則（改正後）について
 - 貢務書類（公会計による決算書とその分析）について
 - 令和2年度若桜町職員研修計画について
 - 財産管理台帳（土地図面、物品を含む）について
 - 鳥取県町村退手組合の状況及び将来負担について
 - 所管事務の状況について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
- (1) 効率的な組織運営がなされているか。
 - (2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
 - (3) 財産管理及び運用は適切に行われているか。
- 5 監査の結果
- (1) 議会事務局について、指摘事項は特になし。
 - (2) 総務課について、指摘事項は次のとおり。
 - 財務規則（改正後）について
長年の懸案事項であった財務規則について、整合性が図られ全

部改正による整備がされた。規則に沿って適切に運用されたい。

○財産管理台帳について

資産として計上すべきものが計上されているか、資産はあるがその価値が計上されているか、異動の漏れがないかなどそれぞれのチェックをされたい。

○職員研修について

新型コロナウィルスの影響により、予定されていた各種研修が中止となっている。今後のためにも、与えられた研修だけでなく自主的に自己研鑽に励んでいただけるような仕組みを構築されたい。

以上